

# 定款の公表について

# 定款の公表について

## 1. 現状と課題

- 定款は、社会福祉法人が行う事業の範囲や組織の在り方など重要事項を定めたものであるが、事務所への備置き・閲覧、公表の対象とはなっていない。
- 一般財団・公益財団法人においては、備置き・閲覧の対象となっている。

## 2. 考え方

- 社会福祉法人について、公益財団法人と同等以上の透明性を確保するとともに、今般の制度改革に伴う経営組織の強化や再投下計画に基づく社会福祉事業又は公益事業の内容を定めた定款を公表すべきではないか。

(参考)

### ■ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日)抄

社会福祉法人は、公益法人の特別法人であるという位置付けであることに鑑み、公益社団法人・公益財団法人において「閲覧」書類とされている定款や役員報酬規程等について、社会福祉法人には「公表」を義務付けることを検討するべきである。

■情報開示の見直しの考え方

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
収支計算書(事業 活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
監事の意見を記載 した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員 名簿、補助金、社会 貢献活動に係る支出 額、役員の親族等と の取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報 酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	—	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載